三池炭鑛
発行所
三池炭鑛労働組合
大牟田市不知火町
編集兼発行人　平島敏治
印刷所　三鑛労組印刷工場
三鑛労組
組紙
機関

必死の追込、妥結間近

最後は罐づめ交渉

川端中闘委、経過を報告

全國的な注視の下三ケ月に亘つて精力的に闘い續けた十月以降賃金闘争も、号外所報の如き假協定書の妥結により一應の終止符を打つたが、その間中闘として寢食を忘れて労資激闘の場に臨んだ川端書記次長は大任を果して十七日歸山、同日の闘争中央執行委員會、十八日の闘争中央委員會で今次闘争の經過を左の如く報告した。

十月八日　第一回團交で会社は妥協方法につきメンバーの都合もあるので聯絡員　鉱員を分離して夫々分科会を持つよう提案、組合側は飽くまでも一本で行くよう强調十八日迄に押し切つたが、經過措置については別件見合額の仮拂いは出來ぬ旨明確に回答があり紛々突込んで論議したが進展を見ず一九横滑りと決定

十八日　(第四回團交)たまく北三鑛から高級鑛員給の要求があり、二重交渉ではないかと云う事で問題になり、組合としては例年の事でもあり直接賃金問題と關係なしと喰ひ張つたが遂に妥渉不能に陥り、疲労に持込んだ結果三鉱連で処理して貰いたいとの事で結局北三鑛に妥渉延期を申入れ不満ながら承服して歸つたが、これで四日間手間取つた。

十五日　第二回交渉で会社は妥渉方法につきもあるので聯絡員　鉱員を分離して夫々分科会を持つよう提案、組合側は飽くまでも一本で行くよう强調十八日迄に押し切つたが、經過措置については別件見合額の仮拂いは出來ぬ旨明確に回答があり紛々突込んで論議したが進展を見ず一九横滑りと決定

十八日　(第四回團交)たまく北三鑛から高級鑛員給の要求があり、二重交渉ではないかとこう事で問題になり、組合としては例年の事でもあり直接賃金問題と關係なしと喰ひ張つたが遂に妥渉不能に陥り、疲労に持込んだ結果三鉱連で処理して貰いたいとの事で結局北三鑛に妥渉延期を申入れ不満ながら承服して歸つたが、これで四日間手間取つた。

廿三日　(第五回)組合案に対し会社側徹底的に論駁、結局一日の猶余をおいて会社案を出すに至る。

廿五日　(第六回)交渉を以て会社案を提示し來つたが内容の申出であつたが、小刻み案を不明確で論議の対象とならず。

廿六日　会社側金額を打出して來たが問題にならないので猛烈に反駁、プロツク中闘をもつて論議の結果実力行使の他なしとの結論に到達、闘後廿一日のスト突入まで準備工作にかゝつた。廿日あたりから政府、G・H・Qの働きかけ活発化し、同日会社側から最終折衝の申入れあり。

経過措置で早くも對立

天盤を支える鐵柱

＝事件は不断に…ぐりぐりと細枠にのしかかり、坑内の空気を圧し潰め、ボロツと岩塊が落ちて、私達の恩の張をしめつけける。頼るものは…私達の心を支えるものは鉄柱だけ。

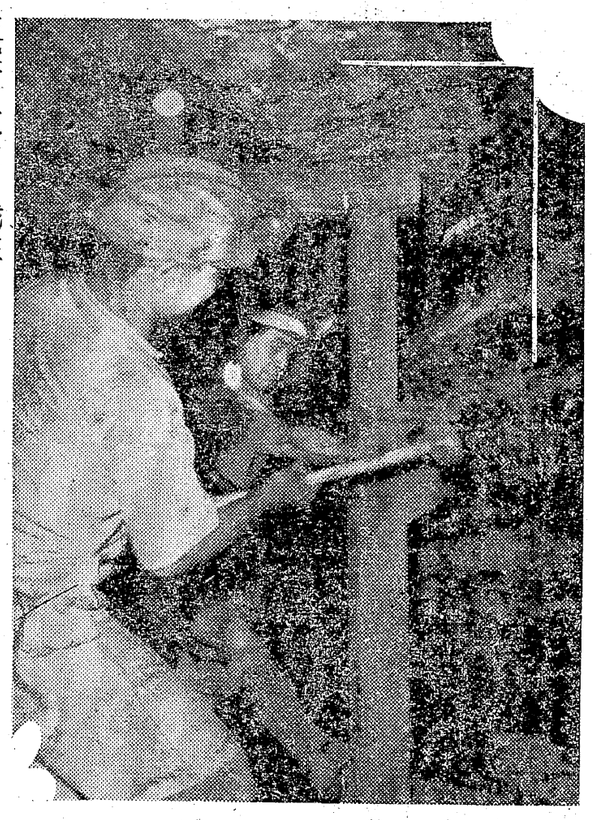

交渉決裂ストト突入

中労委中山氏斡旋乗出し

廿一日　午前四時廿五分よりり團交に入り午前四時廿五分は基限し難いとの事で交渉を打切りスト突入(吉河は二回突入三二、同盟ストも制約されない、以上二項が確認されるなら斡旋に應じても好い旨を回答、中山委員長は基礎、客観的に妥当な線を求めて交渉に入つたが約二時間後中山委員長から再度会見申入れがあり、運輸は自主的解決の自信を喪失、中労委に斡旋方依頼した事がわかつた。

三日　中山委員長から再度会見申入れがあり、運輸は自主的解決の自信を喪失、中労委に斡旋方依頼した事がわかつた。

中山氏からは「私の案を示したいそれを基礎として交渉に入つては如何」と相談があり、あくまでも実力行使で闘い取るかそれとも斡旋を利用すべきかで両論対立(三鉱連は前者)、ついに斡旋を求めることに決定、午前四時休会

十一月五日　(第十回)一九五〇円の客観的妥当性如何に論議が集中、午前一時一旦休憩、午後七時四〇分再開、会社第三次案が提示され一九五〇円の神内操作に過ぎず、午前四時休会

五七〇(坑内)三六〇(坑外)の眞相

十一月五日　(第十回)妥渉決裂の原因は基礎的妥当性如何に論議の結果実力行使の他なしとの結論に到達、闘後廿一日のスト突入まで準備工作にかゝつた。廿日あたりから政府、G・H・Qの働きかけ活発化し、同日会社側から最終折衝の申入れあり。

廿一日　午前四時廿五分よりり團交に入り午前四時廿五分は基限し難いとの事で交渉を打切りスト突入(吉河は二回突入三二、同盟ストも制約されない、以上二項が確認されるなら斡旋に應じても好い旨を回答、中山委員長は基礎、客観的に妥当な線を求めて交渉に入つたが約二時間後中山委員長から再度会見申入れがあり、運輸は自主的解決の自信を喪失、中労委に斡旋方依頼した事がわかつた。

中山氏からは「私の案を示したいそれを基礎として交渉に入つては如何」と相談があり、あくまでも実力行使で闘い取るかそれとも斡旋を利用すべきかで両論対立(三鉱連は前者)、ついに斡旋を求めることに決定、午前四時休会

十一月五日　(第十回)妥渉決裂の原因は基礎的妥当性如何に論議の結果実力行使の他なしとの結論に到達、闘後廿一日のスト突入まで準備工作にかゝつた。廿日あたりから政府、G・H・Qの働きかけ活発化し、同日会社側から最終折衝の申入れあり。

廿一日　午前四時廿五分よりり團交に入り午前四時廿五分は基限し難いとの事で交渉を打切りスト突入(吉河は二回突入三二、同盟ストも制約されない、以上二項が確認されるなら斡旋に應じても好い旨を回答、中山委員長は基礎、客観的に妥当な線を求めて交渉に入つたが約二時間後中山委員長から再度会見申入れがあり、運輸は自主的解決の自信を喪失、中労委に斡旋方依頼した事がわかつた。

中山氏からは「私の案を示したいそれを基礎として交渉に入つては如何」と相談があり、あくまでも実力行使で闘い取るかそれとも斡旋を利用すべきかで両論対立(三鉱連は前者)、ついに斡旋を求めることに決定、午前四時休会

十一月五日　(第十回)妥渉決裂の原因は基礎的妥当性如何に論議の結果実力行使の他なしとの結論に到達、闘後廿一日のスト突入まで準備工作にかゝつた。廿日あたりから政府、G・H・Qの働きかけ活発化し、同日会社側から最終折衝の申入れあり。

書記局便り

十一月十七日　川端中闘、中闘オルグ帰山
十一月十八日　中央委員会
十一月廿三日　中央委員会

解説

團體等規正法案に就て

第二次世界大戦は日本の無條件降服で終幕をつゞけ、日本の封建時代に頭をもたげていた軍国の多くは粉砕されも、追放となり、いたげられた労働者は米國の援助で組合組織を結成し復興途上にある各産業も政府も組合は一大脅威的存在となつた。いやな脅威が政府や資本家側にあつても、時の運命國の状況では強くも言えないし、財政力があまりないので労働者の労働力を利用して資本主義の復興を除々に築き上げて行く方針をとつた様である。又大戦の終末より世界は明らかに資本主義國家と共産主義、社会主義國家群に分れて激しい闘いが展開され、弱小民族も植民地化に反抗して自主独立へと進む様になつた。

この様な世界情勢の変化は米國の占領政策、日本の労働行政面にも必然的に影響し、育成政策より組合組織が强力にして膨大な経済面、ひいては政治的面への進出に対しては組合の実力に対して占領命令とうことよりも圧力が加えられて來た。向占領六年にして多数講和がなされ、今迄の桎梏命令をなんとか維持しなければ、今日資本家能に反動政府の目の上のコブは八千三百万の國民の中では組織化された、労働組合以外はなんにも無いので組合の骨抜きと、合法的な弾圧を図り、資本主義の完全復活を図らんとしている。

これは政府の目的は、第一に國際情勢を考慮し、本来の目的を隠蔽して他の目的のためにこれを悪用しないとか、一応もつともらしい理由をつけて、実際は原則より强度の強制を施行しているのでこの原則は実施によつてはそぐわられる事は明らかである。これは終戦後形式上は言論の自由、新聞の自由とか自由な政治活動は一方の壓より、ある程度迄の自由であつたが、この自由の幅が資の立場に依ると注意法の名に於て言論の自由は今後以上に、大幅に抑圧されることになる。今度機関紙に近いとなる。今度機関紙に近いと思われるものは強制解散を拡大し强制捜査権を持つて一方的に政治、言論活動を妨害する組織になつている。

特に注意しなければならないのは強制捜査権の範囲たるや思う存分ちらまつて良い様に解釈される。

言論三鉱労組の機関紙のものでも問題によつては政治活動をなすものと指定されるであろうし、不法活動と認定されたるものでは、たとえば労働政府反対、闘争安保組織反対と悪反対、闘争安保組織反対というような政治上の主張または施策を推進し、支持し、又は支援する行為に対する場合は、強制捜査権を行使し、本来の目的を強調して、強